

## 3,000万円の高額被害が発生!!



長崎市内の80歳代の女性が、県消費者センター職員を装った男などから現金3,000万円をだまし取られる被害が発生しました。被害の状況は以下のとおりです。

- ① 県消費者センター職員を名乗るA男から電話があり、
  - ・ あなたの個人情報が甲社に登録されているので削除しませんか
  - ・ 名簿から削除するために代わりのB男に依頼する必要があるなどと言われ、被害者がB男に依頼する。
- ② その後、特定金融取締局の職員を名乗るC男から電話があり、
  - ・ あなたの行為は名義貸しという犯罪になるので拘置所に入らなければならぬ
  - ・ 裁判所にお金を預ければ入らなくてもよくなる
  - ・ 預けたお金は後で返金されるなどと言われる。
- ③ 被害者は、C男からの指示で現金3,000万円を宅配便で送付して被害に遭つたもの。

- ・ 「個人情報が漏れている」という電話は詐欺を疑い、家族や最寄りの警察署に相談してください。
- ・ 「現金を宅配便で送って」はすべて詐欺です。すぐに警察に通報しましょう。